

令和4年度文部科学省税制改正要望事項

令和3年8月

※前年に引き続き要望するもの

1. 教育、科学技術イノベーション関係

- (1) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長
(内閣府との共同要望) 【印紙税】
延長

2. スポーツ関係

- (1) ゴルフ場利用税のあり方の見直し 【ゴルフ場利用税】
※

3. 文化関係

- (1) 博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等 【固定資産税等】
拡充等
- (2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充 【固定資産税等】
拡充等
- (3) 個人所有の登録有形文化財（建造物）の修理費用に係る税額控除の創設 【所得税】
新設
- (4) 国等への美術品の寄贈に係る寄附金控除等の特例措置の拡充 【所得税等】
拡充

4. その他

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置の廃止 【所得税等】
廃止

2. スポーツ関係

(1) ゴルフ場利用税のあり方の見直し【ゴルフ場利用税】

ゴルフは大衆的に親しまれているスポーツであるとともに、オリンピックの正式競技にもなっている国民的スポーツである一方で、スポーツの中で唯一ゴルフにのみ課税されている状況であることから、本税のあり方についての見直しを要望する。

